

2008年3月13日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

部内の他課に属しない事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年3月4日付けで諮問（第307号）された部内の他課に属しない事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通

知を省略する合理的理由，目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

中国残留邦人等支援事業について

中国残留邦人等は，今次の大戦に起因して生じた混乱等により，本邦に引き揚げることができず，残留を余儀なくされたため，日本人としての義務教育を受ける機会がなく，多くの人が今日においても日本語が不自由な状態である。また，帰国が遅れたために，高度経済成長の恩恵を享受することができず，老後の蓄えが不十分であるのが実情である。このような中国残留邦人等が置かれている特別の事情に鑑み，その老後の生活の安定のための特別の措置を講ずるため，平成19年12月5日「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）」が公布された。

それによる主な改正点については，次の三点となっている。

ア 特定中国残留邦人等であって，従来納付期間が不足しているなどの理由で老齢年金が減額されている場合は，国への申請により老齢年金の満額支給が認められるようになること。

イ 特定中国残留邦人等であって，生活保護法の基準より収入を下回る者については，概ね生活保護に準じた「新たな支援給付制度（以下「支援給付」という。）」によって支援を行うこと。

ウ 現行では都道府県への委託事業である中国残留邦人等への生活支援事業が市町村の補助事業となり，市町村が実施主体となって中国残留邦人等が地域の一員として生活できるよう取り組むこと。

そのうち，イ及びウについては，基本的に市町村が行う事務として平成20年4月から施行される。本市においては担当課を福祉推進課（4月からは組織改正により保健福祉課（予定））とし，現在その準備を進めているところである。

その中で，改正法附則第二条に規定する経過措置において，支援給付制度の「施行時点で既に生活保護を受けている者」については，施行後は支援給付を行うこととなるため，それに基づき国から示された事務処理要領においては，職権にて生活保護から支援給付へと切り替えを行うこととされている。

この事務に活用するため，国に申請し平成20年4月から「老齢年金の満額支給が認められた者」については，その名簿（以下「対象者名簿」という。）が国から福祉推進課に送付されることとなっており，そのうち「制度施行日の前日に生活保護を受けている者」について，職権切替を行うこととなっている。

その照合については、生活保護担当課（本市では生活福祉課）が行うこととなっているため、対象者名簿に掲載されている内容を生活福祉課に利用させ、生活保護受給者か否かの確認を行うと同時に、受給者であった場合は支援給付の開始及び生活保護の廃止の手続きが必要となる。その対象者を特定することが困難なため生活保護受給者台帳での照合を行いたいと考えている。照合の結果、職権切替の対象者になる場合は、支援給付の支給額の計算も必要になるため、その計算に必要な情報も利用することを依頼したいと考えている。

また、対象者名簿と年金の申請書を国が送付する際に作成した「対象予定者名簿（以下「予定者名簿」という。）」の差、つまり「年金満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等」のうち「対象者名簿が作成された日の時点で生活保護を受けている者」については、生活保護担当課（本市では生活福祉課）が申請の説明を実施することとされているため、送付された対象者名簿と予定者名簿の差がある場合は、その差分内容についても、生活保護受給者台帳に照合するとともに、受給者については生活福祉課に対応を依頼したいと考えている。

上記の内容について条例第10条及び第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問することとなったものである。

加えて、支援給付については、給付額の計算および入力、医療券の発行など生活保護同様の事務作業が生じる。これらは対象者の生活に関わることから事務については迅速かつ間違いが許されない内容のものとする。よって、既存の生活保護支給システムを改造し開発されたコンピュータシステムの利用をしたいので、この内容につきましても条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 生活保護受給者情報の収集及び目的外利用について

「老齢年金の満額支給が認められた特定中国残留邦人等」のうち、「平成20年3月31日（制度施行日の前日）に生活保護を受けている者」については、職権にて生活保護から支援給付へと切り替えを行うこととされている。該当者については、4月1日付けで支援給付の開始を決定し、支給を行うこととなる。対象者の多くが生活保護受給者であると想定されるが、この確認のために必要な生活保護受給者の情報を保有しているのは、生活福祉課であり、福祉推進課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。

また、職権切替の対象者については4月から支援給付の支給を行う必要がある。収入状況など支給額の計算に係る情報も必要となる。

本来であれば、制度の切り替え等にあたっては、その準備期間が設けられ

るべきと考えており、住民基本台帳法（昭和42年7月法律第81号）等の例を見ても、附則において準備期間の定めがある。しかしながら、この改正法においては、準備期間の定めがなく、詳細を定める政令等も現時点で公布されていない。制度施行日以降であれば、改正法第14条第4項の規定に基づき福祉推進課においても必要な調査ができるが、4月1日に調査し切替を行っては月初に支給されている生活保護の支給停止及び支援給付の支給開始に遅滞が生じること、また既に支給済のものは返還の必要があるため、対象者本人にとっても煩雑な手続きと不利益が生じることになる。こういった状況で、個人情報をも本人以外のものから収集し利用することが、まず目的外利用にあたるかどうか判断できなかつたため、今回諮問をするものである。

目的外利用である場合の必要性については、利用にあたって事前に生活保護受給者か否かを調査すること及び受給者である場合は支給額の計算に係る情報の収集、利用についての同意書を、対象者名簿にある者全員から提出させて確認し、事務処理をする方法が考えられる。しかし、この方法では、次の理由により4月までに切り替えることができないことが想定される。

- (ア) 対象者名簿の到達時期が不明であること。
- (イ) 対象者の多くが日本語が不自由な状況であり、また制度自体が十分理解されていない状況があるため、該当者全員から同意書を提出してもらうことが非常に困難であり、期間を要すること。
- (ウ) 生活保護が月初払いであることを考慮すると支援給付も同様に月初払いでないと本人に不利益が生じると想定される。給付額の計算、支払手続は月初払いの場合前月の20日頃行わなければならない、時間的な制約があること。

よって、個人情報をも本人以外のものから収集するとともに、目的外利用するものである。

なお、4月1日以降については、新規申請を保健福祉課の窓口において受け付ける際には、上記のとおり必要な調査ができること、また調査について本人の同意を取ることにしているため、今後は発生しないものとする。

次に、「年金の満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等のうち対象者名簿作成の時点で生活保護を受けている者」に対し、生活福祉課が説明を行う件については、対象者名簿と予定者名簿の情報を活用し対応することとされている。まず、この「予定者名簿」とは、従来からある中国残留邦人等の名簿を基に、年金の申請書等を該当者に個別発送するに当たって国が作成したもので、福祉推進課に国から送付されるものである。よって、対象者名簿との差が、「満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等」であり、そのうち「対象者名簿が作成された日の時点で生活保護を受けている

者」がいれば、生活福祉課が申請するよう説明を行うこととされている。ただし、国の考えでは対象者名簿と対象予定者名簿の差はほとんどなく、すべての特定中国残留邦人等が申請を行い、職権切替がされるものとされている。よって、この事務は、万一差が生じた場合に限るが、この事務処理についても上記同様の必要性、理由により個人情報をも本人以外のものから収集するとともに、目的外利用するものである。

なお、送付された対象者名簿と予定者名簿の差がある場合は、その差のみを生活保護受給者台帳に照合することとする。

イ 生活福祉課へ回答を依頼する生活保護受給者の調査内容について

(7) 対象予定者名簿との照合

対象者名簿作成日時点の生活保護受給者台帳

基準日 対象者名簿作成日

把握項目 a 氏名 b 性別 c 生年月日 d 住所

e 生活保護開始日 f 配偶者がいる場合はその氏名

(イ) 対象者名簿との照合

平成20年3月31日現在の生活保護受給者台帳

基準日 平成20年3月31日

把握項目 a 氏名 b 性別 c 生年月日 d 住所

e 生活保護開始日 f 配偶者がいる場合はその氏名

g 本人、配偶者の資産状態

h 本人、配偶者の収入状況

i 本人、配偶者の金融機関等の口座

ウ 生活福祉課へ提供する対象者名簿、対象予定者名簿の情報について

国作成時点の対象者、対象予定者の情報

提供項目 (7) 氏名 (イ) 性別 (ウ) 生年月日 (エ) 住所

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報は、支援給付の実施に当たり、生活保護受給者であるか否かを確認し、受給者である場合は職権での切り替えを行い、また年金満額支給の未申請者に対して切り替えのための対応を行うために利用するものである。その利用にあたっては、限られた期間内に切替業務を行わなくてはならず、本人に通知をすることは本来業務である切替業務処理の効率性が損なわれることから個別の通知は省略するものである。ただし、切替対象者にあたっては通知及び面談によって十分に制度を理解されるよう説明を実施することとする。

(4) コンピュータ処理の必要性について

支援給付については、給付額の計算及び入力、医療券の発行など生活保護同様の事務作業が生じる。これらは対象者の生活に関わることから事務については迅速かつ間違いが許されない内容のものとする。よって既存の生活保護支給システムを改造し、開発された基本ソフトの利用が必要であるとする。ソフトの構成及び処理内容については、政令等が公布されていないため、改正法第14条第4項の規定により生活保護に準じた項目を予定しているが、諮問に関する主な点を挙げると、

ア 現在生活保護でも使用している保健福祉総合システムの基本ソフトを生活保護と支援給付で異なる部分のみを改造し、使用することとする。現時点では、帳票の文言を「生活保護」から「支援給付」に変更するなど制度にふさわしい文言とすること、収入認定の計算方法が異なるため計算式を修正することなど、軽微な変更にとどまる予定である。

イ 他制度との連携については、プログラムの検証作業に期間がかかり、制度施行に間に合わないため、当面スタンドアローン（保健福祉総合システムのソフトを利用するが、独立したノートパソコンを他のパソコンやシステムと接続しないで使用する）で事務処理を行う。

ウ 基本的な事務処理の流れ、出力帳票等については、上記のとおり生活保護と変わらない。そのため、具体的個別の支払いデータ等の出力及び使用の必要性は生活保護同様であり、その安全性の確保については、同様の基本ソフトを活用し同様に保障されるものとする。

よって、システム上は、これまで生活保護で講じてきた安全対策を引き継ぐこと、加えて、スタンドアローンであるため記録がパソコンのハードディスクに蓄積されるという点が、サーバー蓄積型の従来の保健福祉総合システムと異なるため、そこからの個人情報の流出を防ぐための安全対策を以下のとおり行うことによって、適正なコンピュータ利用に努めたいと考える。

(5) 安全対策

ア 引き渡しを受けた紙ベースについては、次のとおり個人情報の管理に努める。

(ア) その職務に当たる担当職員のみが利用する。

(イ) 引き渡された目的以外の利用はしない。

(ウ) 責任者を福祉推進課長と定め、紛失等の事故が生じないよう鍵のかかる場所に保管する。

(エ) 制度施行後、速やかにシュレッダーにかけ廃棄する。

イ パソコン（システム）及びフロッピー等媒体（バックアップデータ等）の管理については、次のとおり個人情報の管理に努める。

- (ア) 条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第26条（外部委託）の規定を遵守する。
  - (イ) スタンドアローンで使用し、外部からのアクセスについてはない。
  - (ウ) その職務に当たる担当職員（4人を予定）をID登録し、パスワードによって認証する。
  - (エ) 責任者を福祉推進課長と定め、ノートパソコン及びフロッピー等の媒体（バックアップデータ等）は紛失等の事故が生じないよう鍵のかかる場所に保管するとともに、業務中はワイヤーロックの使用によって盗難を防止する。
- (6) 実施時期  
平成20年3月14日以降
- (7) 提出資料
- ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律
  - イ 全国課長会議資料（抄）（平成19年12月3日、特定中国残留邦人等の定義、対象者名簿及び対象予定者名簿の活用）
  - ウ 中国残留邦人等に対する支援給付への自動切替え事務処理要領（抄）（平成20年2月21日、切り替えの方法）
  - エ 住民基本台帳法（抄）
  - オ 支援給付パッケージソフト機能一覧（予定）
  - カ 個人情報取扱事務届出書（案）

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について
- ア 「老齢年金の満額支給が認められた特定中国残留邦人等」のうち、「平成20年3月31日（制度施行日の前日）に生活保護を受けている者」については、職権にて生活保護から支援給付へと切り替えを行うこととされている。該当者については、4月1日付けで支援給付の開始を決定し、支給を行うこととなる。対象者の多くが生活保護受給者であると想定されるが、この確認のために必要な生活保護受給者の情報を保有しているのは、生活福祉課であり、福祉推進課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。
- また、職権切替の対象者については4月から支援給付の支給を行う必要があり、収入状況など支給額の計算に係る情報も必要となる。

本来であれば、制度の切り替え等にあたっては、その準備期間が設けられるべきであるが、この改正法においては、準備期間の定めがなく、詳細を定める政令等も現時点で公布されていない。制度施行日以降であれば、改正法第14条第4項の規定に基づき福祉推進課においても必要な調査ができるが、4月1日に調査し切替を行っては月初に支給されている生活保護の支給停止及び支援給付の支給開始に遅滞が生じること、また既に支給済のものは返還の必要があるため、対象者本人にとっても煩雑な手続きと不利益が生じることになる。

目的外利用に当たっては、事前に生活保護受給者か否かを調査すること及び受給者である場合は支給額の計算に係る情報の収集、利用についての同意書を、対象者名簿にある者全員から提出させて確認し、事務処理をする方法がある。しかし、この方法では、次の理由により4月までに切り替えすることができないことが想定される。

- (ア) 対象者名簿の到達時期が不明であること。
- (イ) 対象者の多くが日本語が不自由な状況であり、また制度自体が十分理解されていない状況があるため、該当者全員から同意書を提出してもらうことが非常に困難であり、期間を要すること。
- (ウ) 生活保護が月初払いであることを考慮すると支援給付も同様に月初払いでないと本人に不利益が生じると想定される。給付額の計算、支払手続は月初払いの場合前月の20日頃行わなければならない、時間的な制約があること。

なお、実施機関では、4月1日以降については、新規申請を保健福祉課の窓口において受け付ける際には、上記のとおり必要な調査ができること、また調査について本人の同意を取ることにしている。

イ 次に、「年金の満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等のうち対象者名簿作成の時点で生活保護を受けている者」に対し、生活福祉課が説明を行う件については、対象者名簿と予定者名簿の情報を活用し対応することとされている。まず、この「予定者名簿」とは、従来からある中国残留邦人等の名簿を基に、年金の申請書等を該当者に個別発送するに当たって国が作成したもので、福祉推進課に国から送付されるものである。よって、対象者名簿との差が、「満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等」であり、そのうち「対象者名簿が作成された日の時点で生活保護を受けている者」がいれば、生活福祉課が申請するよう説明を行うこととされている。ただし、国の考えでは対象者名簿と対象予定者名簿の差はほとんどなく、すべての特定中国残留邦人等が申請を行い、職権切替がされるものとされている。よって、この事務は、万一差が生じた場合に限るが、この事務処理について



も上記同様の必要性、理由がある。

なお、実施機関では、送付された対象者名簿と予定者名簿の差がある場合は、その差のみを生活保護受給者台帳に照合することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報は、支援給付の実施に当たり、生活保護受給者であるか否かを確認し、受給者である場合は職権での切り替えを行い、また年金満額支給の未申請者に対して切り替えのための対応を行うために利用するものである。その利用にあたっては、限られた期間内に切替業務を行わなくてはならず、本人に通知をすることは本来業務である切替業務処理の効率性が損なわれる。ただし、実施機関では、切替対象者にあたっては通知及び面談によって十分に制度を理解されるよう説明を実施することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

支援給付については、給付額の計算及び入力、医療券の発行など生活保護同様の事務作業が生じる。これらは対象者の生活に関わることから事務については迅速かつ間違いが許されない内容のものである。よって既存の生活保護支給システムを改造し、開発された基本ソフトの利用が必要である。ソフトの構成及び処理内容については、政令等が公布されていないため、改正法第14条第4項の規定により生活保護に準じた項目を予定している。主な点は、

- (ア) 現在生活保護でも使用している保健福祉総合システムの基本ソフトを生活保護と支援給付で異なる部分のみを改造し、使用することとする。現時点では、帳票の文言を「生活保護」から「支援給付」に変更するなど制度にふさわしい文言とすること、収入認定の計算方法が異なるため計算式を修正することなど、軽微な変更にとどまる予定である。
- (イ) 他制度との連携については、プログラムの検証作業に期間がかかり、制度施行に間に合わないため、当面スタンドアローン（保健福祉総合システムのソフトを利用するが、独立したノートパソコンを他のパソコンやシステムと接続しないで使用する）で事務処理を行う。

(ウ) 基本的な事務処理の流れ、出力帳票等については、上記のとおり生活保護と変わらない。そのため、具体的個別の支払いデータ等の出力及び使用の必要性は生活保護同様であり、その安全性の確保については、同様の基本ソフトを活用し同様に保障されるものとする。

よって、システム上は、これまで生活保護で講じてきた安全対策を引き継ぐこと、加えて、スタンドアロンであるため記録がパソコンのハードディスクに蓄積されるという点が、サーバー蓄積型の従来の保健福祉総合システムと異なるため、実施機関では、そこからの個人情報の流出を防ぐための安全対策を以下のとおり行うことによって、適正なコンピュータ利用に努めることとしている。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

#### イ 安全対策について

実施機関では、パソコン（システム）及びフロッピー等媒体（バックアップデータ等）の管理については、次のとおり個人情報の管理に努めることとしている。

(ア) 条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第26条（外部委託）の規定を遵守する。

(イ) スタンドアロンで使用し、外部からのアクセスについてはない。

(ウ) その職務に当たる担当職員（4人を予定）をID登録し、パスワードによって認証する。

(エ) 責任者を福祉推進課長と定め、ノートパソコン及びフロッピー等の媒体（バックアップデータ等）は紛失等の事故が生じないよう鍵のかかる場所に保管するとともに、業務中はワイヤーロックの使用によって盗難を防止する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上